

令和4年 第1回 福岡市東区選挙管理委員会

1月20日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第2号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者について

<次回以降日程>

委員会 令和4年2月18日（金） 午前9時30分～

## 議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年1月20日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 1,004人    |
|   | 内訳 死亡者    | 353人      |
|   | 市外転出者     | 651人      |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年1月20日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第28条の規定による。

### 第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

### ※前条第一項の規定

#### 第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和4年1月20日 抹消者数

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬出第一	5	1	6	13	12	25	18	13	31
2 馬出第二	3	3	6	6	6	12	9	9	18
3 箱崎第一	3	2	5	13	14	27	16	16	32
4 箱崎第二	2	3	5	12	10	22	14	13	27
5 箱崎第三	2	3	5	9	4	13	11	7	18
6 菅松第一	2	8	10	9	16	25	11	24	35
7 菅松第二	3	6	9	16	21	37	19	27	46
8 菅松第三	3	4	7	8	6	14	11	10	21
9 松島第一	3	2	5	14	8	22	17	10	27
10 松島第二	3	6	9	15	13	28	18	19	37
11 名島第一	3	4	7	7	4	11	10	8	18
12 名島第二	5	2	7	21	13	34	26	15	41
13 千早	3	5	8	11	10	21	14	15	29
14 千早西	3	4	7	10	6	16	13	10	23
15 香陵	0	4	4	2	0	2	2	4	6
16 香椎浜	6	5	11	6	4	10	12	9	21
17 城浜	10	2	12	2	0	2	12	2	14
18 多々良第一	10	11	21	9	9	18	19	20	39
19 多々良第二	3	2	5	1	0	1	4	2	6
20 八田	2	5	7	4	6	10	6	11	17
21 青葉第一	7	2	9	5	8	13	12	10	22
22 青葉第二	2	2	4	0	0	0	2	2	4
23 舞松原第一	4	5	9	7	3	10	11	8	19
24 舞松原第二	8	3	11	9	6	15	17	9	26
25 若宮第一	3	6	9	5	1	6	8	7	15
26 若宮第二	0	4	4	5	5	10	5	9	14
27 香椎第一	2	3	5	5	4	9	7	7	14
28 香椎第二	1	1	2	10	8	18	11	9	20
29 香椎下原第一	6	1	7	5	3	8	11	4	15
30 香椎下原第二	6	3	9	14	12	26	20	15	35
31 香椎東第一	7	2	9	4	6	10	11	8	19
32 香椎東第二	3	3	6	5	2	7	8	5	13
33 香住ヶ丘第一	8	2	10	10	5	15	18	7	25
34 香住ヶ丘第二	5	3	8	6	3	9	11	6	17
35 和白第一	3	2	5	11	4	15	14	6	20
36 和白第二	4	1	5	2	4	6	6	5	11
37 三苦	4	8	12	16	16	32	20	24	44
38 奈多第一	7	9	16	9	2	11	16	11	27
39 奈多第二	6	4	10	1	0	1	7	4	11
40 美和台第一	4	2	6	6	3	9	10	5	15
41 美和台第二	6	0	6	6	11	17	12	11	23
42 和白東第一	7	7	14	3	2	5	10	9	19
43 和白東第二	2	5	7	8	12	20	10	17	27
44 西戸崎第一	4	3	7	7	3	10	11	6	17
45 西戸崎第二	0	1	1	1	0	1	1	1	2
46 志賀第一	1	2	3	1	1	2	2	3	5
47 志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 志賀第三	0	0	0	1	1	2	1	1	2
49 照葉第一	0	0	0	2	0	2	2	0	2
50 照葉第二	2	1	3	6	6	12	8	7	15
合計	186	167	353	358	293	651	544	460	1,004

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和3年12月1日現在登録者数			令和4年1月20日消			移替									令和4年1月20日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1 馬出第一	2,614	2,926	5,540	18	13	31			0			0			0			0	2,596	2,913	5,509
2 馬出第二	2,193	2,298	4,491	9	9	18			0			0			0			0	2,184	2,289	4,473
3 箱崎第一	2,656	3,017	5,673	16	16	32			0			0			0			0	2,640	3,001	5,641
4 箱崎第二	2,970	2,988	5,958	14	13	27			0			0			0			0	2,956	2,975	5,931
5 箱崎第三	2,790	3,251	6,041	11	7	18			0			0			0			0	2,779	3,244	6,023
6 筥松第一	2,849	2,566	5,415	11	24	35			0			0			0			0	2,838	2,542	5,380
7 筥松第二	3,683	3,771	7,454	19	27	46			0			0			0			0	3,664	3,744	7,408
8 筥松第三	3,113	2,869	5,982	11	10	21			0			0			0			0	3,102	2,859	5,961
9 松島第一	2,922	2,378	5,300	17	10	27			0			0			0			0	2,905	2,368	5,273
10 松島第二	3,180	3,252	6,432	18	19	37			0			0			0			0	3,162	3,233	6,395
11 名島第一	4,473	4,910	9,383	10	8	18			0			0			0			0	4,463	4,902	9,365
12 名島第二	1,958	2,117	4,075	26	15	41			0			0			0			0	1,932	2,102	4,034
13 千早	4,526	5,846	10,372	14	15	29			0			0			0			0	4,512	5,831	10,343
14 千早西	2,518	2,928	5,446	13	10	23			0			0			0			0	2,505	2,918	5,423
15 香陵	1,893	2,328	4,221	2	4	6			0			0			0			0	1,891	2,324	4,215
16 香椎浜	2,702	3,564	6,266	12	9	21			0			0			0			0	2,690	3,555	6,245
17 城浜	1,133	1,545	2,678	12	2	14			0			0			0			0	1,121	1,543	2,664
18 多々良第一	4,985	4,425	9,410	19	20	39			0			0			0			0	4,966	4,405	9,371
19 多々良第二	1,061	1,205	2,266	4	2	6			0			0			0			0	1,057	1,203	2,260
20 八田	2,523	3,190	5,713	6	11	17			0			0			0			0	2,517	3,179	5,696
21 青葉第一	2,516	2,969	5,485	12	10	22			0			0			0			0	2,504	2,959	5,463
22 青葉第二	1,988	2,205	4,193	2	2	4			0			0			0			0	1,986	2,203	4,189
23 舞松原第一	1,773	2,013	3,786	11	8	19			0			0			0			0	1,762	2,005	3,767
24 舞松原第二	2,121	2,562	4,683	17	9	26			0			0			0			0	2,104	2,553	4,657
25 若宮第一	2,460	2,708	5,168	8	7	15			0			0			0			0	2,452	2,701	5,153
26 若宮第二	1,429	1,504	2,933	5	9	14			0			0			0			0	1,424	1,495	2,919
27 香椎第一	2,865	3,105	5,970	7	7	14			0			0			0			0	2,858	3,098	5,956
28 香椎第二	2,132	2,401	4,533	11	9	20			0			0			0			0	2,121	2,392	4,513
29 香椎下原第一	1,606	1,671	3,277	11	4	15			0			0			0			0	1,595	1,667	3,262
30 香椎下原第二	4,450	4,050	8,500	20	15	35			0			0			0			0	4,430	4,035	8,465
31 香椎東第一	2,926	3,145	6,071	11	8	19			0			0			0			0	2,915	3,137	6,052
32 香椎東第二	2,439	2,701	5,140	8	5	13			0			0			0			0	2,431	2,696	5,127
33 香住ヶ丘第一	4,488	4,249	8,737	18	7	25			0			0			0			0	4,470	4,242	8,712
34 香住ヶ丘第二	2,381	2,770	5,151	11	6	17			0			0			0			0	2,370	2,764	5,134
35 和白第一	2,450	2,584	5,034	14	6	20			0			0			0			0	2,436	2,578	5,014
36 和白第二	2,715	3,068	5,783	6	5	11			0			0			0			0	2,709	3,063	5,772
37 三苦	3,565	3,854	7,419	20	24	44			0			0			0			0	3,545	3,830	7,375
38 奈多第一	2,380	2,773	5,153	16	11	27			0			0			0			0	2,364	2,762	5,126
39 奈多第二	1,186	1,374	2,560	7	4	11			0			0			0			0	1,179	1,370	2,549
40 美和台第一	2,961	3,386	6,347	10	5	15			0			0			0			0	2,951	3,381	6,332
41 美和台第二	3,139	3,600	6,739	12	11	23			0			0			0			0	3,127	3,589	6,716
42 和白東第一	2,618	2,889	5,507	10	9	19			0			0			0			0	2,608	2,880	5,488
43 和白東第二	2,327	2,602	4,929	10	17	27			0			0			0			0	2,317	2,585	4,902
44 西戸崎第一	1,826	2,072	3,898	11	6	17			0			0			0			0	1,815	2,066	3,881
45 西戸崎第二	566	642	1,208	1	1	2			0			0			0			0	565	641	1,206
46 志賀第一	438	501	939	2	3	5			0			0			0			0	436	498	934
47 志賀第二	77	105	182	0	0	0			0			0			0			0	77	105	182
48 志賀第三	114	128	242	1	1	2			0			0			0			0	113	127	240
49 照葉第一	1,260	1,350	2,610	2	0	2			0			0			0			0	1,258	1,350	2,608
50 照葉第二	2,766	3,075	5,841	8	7	15			0			0			0			0	2,758	3,068	5,826
合計	122,704	133,430	256,134	544	460	1,004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122,160	132,970	255,130

## 議案第 2 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 1 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- 1 抹消する者の数 1 人  
内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 1 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 4 年 1 月 20 日

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第3号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年1月20日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- 1 登録する者の数 2人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和4年1月20日

※参考：在外選挙人登録数（東区）		
男	40人	女 100人
計	140人	
(R4.1.20委員会終了後)		

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。